

平成27年(あ)第566号

決 定

本 籍 横浜市港北区大豆戸町180番地205

住 居 横浜市神奈川区七島町9番地5

マック大口コート205号室

会 社 員

野 村 一 也

昭和40年2月25日生

上記の者に対する道路交通法違反被告事件について、平成27年2月27日東京
高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁
判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、量
刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主
文のとおり決定する。

平成27年 6 月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 祥

裁判官 山 崎 敏 充



これは謄本である。

平成27年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 中 溝 香 三

